

平成30年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第4回）議事要旨

- 1 日 時 平成31年2月15日（金）14時55分～16時20分
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者 大芝委員長，影山副委員長
天野，菊池，北詰，椎原，塚本，奈良，野坂，本田，村上，柳本，吉川の各委員
（機構側出席者）
福田機構長，長谷川理事，湊屋理事，山本研究開発部長
森教授，山口教授，宮崎准教授，齋藤助教
内藤管理部長，八木学位審査課長
- 4 平成30年度学位審査会（第3回）議事要旨について
確定版として配付された。

5 議 事

(1) 学士，修士及び博士の学位授与の審査の結果について

平成30年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等及び特例適用専攻科の修了見込者に対する学士の学位授与の審査，並びに平成30年9月の認定課程修了者に対する博士の学位授与に係る論文の審査及び試験（口頭試問）の結果に関して，学位審査課長から資料1-1～1-4に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

説明の後，研究開発部幹事より補足説明があった。

その後，審議が行われた結果，短期大学及び高等専門学校の卒業者等については，資料1-1の判定案のとおり，申請者582人のうち508人が「合格」，74人が「不合格」，特例適用専攻科修了見込み者については，資料1-3の判定案のとおり，申請者1,830人全員が「合格」と判定された。ただし，短期大学及び高等専門学校の卒業者等の合格者のうち，認定専攻科修了見込みの申請者299人については，単位の修得結果を確認した上で，また，特例適用専攻科修了見込み者については，単位の修得結果，学修総まとめ科目の成果の要旨の提出及び専攻科の修了を確認した上で最終的な可否を確定することとされた。

また，認定課程修了者については，資料1-4の判定案のとおり防衛医科大学校医学教育部医学研究科修了者22人全員が「合格」と判定された。

(2) 学士，修士及び博士の学位授与の審査について

学位審査課長から，資料2-1に基づき，前回の学位審査会において申請があった場合，論文の審査及び試験（口頭試問）を実施することが了承された，平成31年3月の認定課程修了見込者等に係る修士及び博士の学位授与の審査状況について，並びに資料2-2及び2-3に基づき，平成31年3月修了予定者の学士，修士及び博士の学位授与申請予定について説明があった。

説明の後，研究開発部幹事より補足説明があった。

その後、審議が行われた結果、認定課程修了見込者等の修士の学位授与申請者25人及び博士の学位授与申請者4人については、論文審査及び口頭試問の結果を受け、合格となった者には速やかに学位授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。また、平成31年3月修了の学士の学位授与申請予定者1,138人については、3月の正式な申請を受けた後、認定課程の修了及び大学設置基準に規定される単位以上の修得を、各教育施設の長が発行する証明書に基づいて機構で確認の上、速やかに学位授与し、審査結果を次回の学位審査会にて報告することが了承された。更に、平成31年3月修了予定者（留学生等）の修士の学位授与申請予定者44人及び博士の学位授与申請予定者1人については、申請があった場合、学位審査会に審査の付託がされたものとみなし、3月中に論文の審査及び試験（口頭試問）を行うことが了承された。

(3) 認定の再審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、短期大学の専攻科並びに省庁大学校の修士・博士相当課程の認定の再審査に関して、学位審査課長から、資料3-1及び3-2に基づき、専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

説明の後、研究開発部幹事より補足説明があった。

その後、審議が行われた結果、認定の可否について、判定案のとおり、申出のあった短期大学の専攻科1校1専攻及び省庁大学校の1校2課程について、「可」と判定された。

(4) 教育の実施状況等の審査の結果について

今年度の第2回学位審査会において審査が付託された、平成30年度の短期大学の認定専攻科、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科、及び第1回学位審査会において書類が提出された場合、審査の付託がされたものとみなした省庁大学校に係る教育の実施状況等の審査に関して、学位審査課長から、資料4-1～4-3に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

説明の後、審議が行われた結果、教育の実施状況等の適否について、判定案のとおり、短期大学の認定専攻科については審査対象となった4校6専攻すべてが「適」、特例適用専攻科については審査対象となった短期大学専攻科3校3専攻及び高等専門学校専攻科10校23専攻すべてが「適」、省庁大学校については審査対象となった1校2課程すべてが「適」とそれぞれ判定された。

(5) 特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の結果について

前回の学位審査会において審査が付託された、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科の平成31年度からの変更に関して、学位審査課長から、資料5に基づき、審査を担当した各専門委員会・部会における審査結果報告、及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案について説明があった。

説明の後、研究開発部幹事より補足説明があった。

その後、審議が行われた結果、審査の対象となった専攻について、資料5の審査担当専門委員会・部会の審査結果のとおりと判定された。

- (6) 特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見について

研究開発部幹事から、資料6に基づき平成30年度4月期の学修総まとめ科目の実施状況等に関する学位審査会意見案などについて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承され、当該専攻科に対し、通知することとされた。

- (7) その他

- ① 学位審査課長から、資料7-1に基づき、学位授与事業に関する規則等の一部改正について、並びに資料7-2に基づき、学士の学位授与に係る修得単位審査要項について、それぞれ説明があった。

審議の結果、審査委員より、資料7-1及び7-2に関する意見があり、一部修正の上、資料7-1及び7-2のとおり改正することについて了承された。

- ② 学位審査課長から、資料7-3に基づき、平成31年2月24日に実施する「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会」について、資料7-4に基づき、平成31年2月28日に実施する「認定専攻科における教育の実施状況等の審査に係る説明会」及び「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査に係る説明会」について、それぞれ説明があった。

続いて、学位審査課長から、資料7-5に基づき、平成31年度の審査スケジュール案について説明があり、原案のとおり行うこととされた。

- ③ その後、今年度をもって学位審査会委員を退任する委員より、退任の挨拶があった。

以 上